

Web会議システム等運用サポート業務に係る 労働者派遣業務の委託に関する基本契約書（案）

派遣先 愛媛県（以下「甲」という。）と派遣元 事業主 _____（以下「乙」という。）は、乙の雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき甲に派遣するに当たり、次の条項により派遣業務に関する基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

（契約の内容）

第1条

（1）業務の名称 Web会議システム等運用サポート業務に係る労働者派遣業務（以下「派遣業務」という。）

（2）契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（3）契約金額

ア 基本派遣料金（標準時間を160時間とし、就業時間の差が20時間以内（140時間－180時間）の場合に適用する料金）

派遣労働者1人1月当たり金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

イ 不足時間単価（就業時間が140時間未満の場合に、不足時間を乗じて精算する際の単価）

派遣労働者1人1時間当たり金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

ウ 超過時間単価（就業時間が180時間を超える場合に、超過時間を乗じて精算する際の単価）

派遣労働者1人1時間当たり金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

契約金額には、乙が本契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険料及び社会保険料等を含むものとする。

ただし、月途中から勤務開始となる場合においては、当該月の実労働日数を、当該月の日数から愛媛県の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第3号）第1条に定める県の休日を除いた日数で除して得た数を基本派遣料金に乗じた額を基本派遣料金（以下、「月途中就業開始時における基本派遣料金」という。）とする。

（4）契約保証金 _____

（総則）

第2条 甲乙両者は、本契約に基づき、日本国の法令を遵守し、本業務を誠実に履行しなければならない。また、甲乙両者は、労働者派遣及び労働者派遣を受け入れるに当たっては、それぞれ労働者派遣法その他関係諸法令を遵守しなければならない。

2 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中、甲乙間において別途締結する労働者派遣法第26条第1項に規定する労働者派遣個別契約（以下、「個別契約」という。）につ

いて適用される。

- 3 本契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については、松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個別契約の締結)

- 第3条 甲及び乙は、乙が甲に労働者派遣を行う都度、労働者派遣法及び同法施行規則等の定めに基づき、派遣労働者の従事する業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣に必要な項目について個別契約（様式第1号）を締結する。
- 2 乙は、前項の個別契約に基づく派遣就業の目的達成に適する労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、その他労働者派遣法及び同法施行規則等に定める事項を通知しなければならない。

(労働者派遣法の遵守)

- 第4条 本契約の履行に当たり、甲及び乙は、労働者派遣法を遵守するものとする。
- 2 労働者派遣法等に係る必要な事項等については、別記1「労働者派遣に係る特記事項」に定めるとおりとする。

(乙の履行義務等)

- 第5条 乙は、甲に対して、個別契約に定める要件及び条件のほか、本契約に定めるところに従い、派遣業務を提供しなければならない。

(派遣業の許可又は届出の明示)

- 第6条 乙は、本契約を締結するに当たり、あらかじめ甲に対し、労働者派遣法第5条第1項の規定による労働者派遣事業の許可を受けていることを明示しなければならない。
- 2 乙は、前項により明示した労働者派遣事業の許可について、本契約期間中に、労働者派遣法第10条第1項に規定する有効期間が満了した場合には、その更新を受けていることを明示しなければならない。

(再派遣等の禁止)

- 第7条 乙は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を、甲に再派遣してはならない。
- 2 乙は、派遣業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

(調査等)

- 第8条 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の実施に関し乙に対して調査、又は指示を行い、若しくは報告を求めることができる。

(報告及び確認)

- 第9条 乙は、個別契約に定める各月の派遣業務が完了したときは、遅滞なく甲に派遣業務完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣業務完了報告書を受理したときは、当該報告を受理した日から起算して10日以内に派遣業務完了の確認を行うものとする。

(派遣料の支払)

第10条 派遣料は、基本派遣料金の額とする。ただし、各日の各派遣労働者の実労働時間を、15分単位（端数については切り捨てる。）で算出した上で、各派遣労働者の実労働時間の総計（1時間未満の端数がある場合には、30分未満の端数は切り捨て、30分以上の端数は切り上げる。以下、「実労働時間の総計」という。）が140時間未満または180時間を超える場合は、次に掲げる方法により140時間を下回る不足時間または180時間を上回る超過時間に係る派遣料の減額または増額を行うものとする。なお、派遣料及び消費税等の算定の際、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 実労働時間の総計が140時間未満の場合の派遣料は、基本派遣料金から不足時間単価に不足時間を乗じた額を減額した額とする。

(2) 実労働時間の総計が180時間を超える場合の派遣料は、基本派遣料金に対し超過時間単価に超過時間を乗じた額を増額した額とする。

- 2 月途中からの勤務となる就業開始月においては、前項の規定に関わらず、月途中就業開始時における基本派遣料金を派遣料とし、不足時間または超過時間に係る派遣料の減額または増額については行わないものとする。なお、派遣料及び消費税等の算定の際、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 乙は、前条第2項の甲による派遣業務完了の確認を受けた後、派遣料の支払請求書を甲に提出するものとする。

- 3 甲は、乙からの正当な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に派遣料を乙に支払うものとする。

(契約の変更又は解除等)

第11条 本契約の変更又は解除については、別記2「契約変更・解除に係る特記事項」に定めるとおりとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第12条 本契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(関係書類の整備及び保管)

第13条 乙は、派遣事業の関係書類を派遣事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(機密保持及び個人情報保護)

第14条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た、機密情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も、不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならず、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

ない。

- 2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。
- 3 前2項の義務に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(資料等の管理)

第15条 乙は、本契約による派遣業務を処理するために甲が用意した資料、情報及び機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ派遣業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

(事故等の報告)

第16条 乙は、甲が派遣業務に必要なものとして用意した資料、情報及び機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の義務を、派遣労働者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。
- 3 乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

(契約終了時の派遣業務引継、移行支援等)

第17条 契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該派遣業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

- 2 前項に定める必要な措置又は支援の具体的な内容は、甲乙協議して定める。

(通知の発効)

第18条 甲から乙、又は乙から甲に対する文書の通知は、通知を受信した日から効力を発するものとする。

(代表者等の変更の通知)

第19条 甲又は乙は、その代表者又は住所を変更した時は、速やかに相手方に通知しなければならない。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとし、同規則に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和6年4月1日

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

甲

愛媛県知事 中村 時広

乙

別記 1

労働者派遣に係る特記事項

(派遣労働者)

- 第1 乙は、本契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第35条に定める事項を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、派遣労働者が不相当と認められたときは、その事由を明示し乙に変更を求めることができる。

(管理台帳の作成)

- 第2 甲は、労働者派遣法第42条第1項に規定する派遣先管理台帳（様式第3号）を作成しなければならない。また、甲は、労働者派遣法第42条第3項に定める事項を、乙に通知しなければならない。
- 2 乙は、労働者派遣法第37条第1項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(就業の確保)

- 第3 乙は、甲と協力してこの派遣業務が円滑に遂行できるよう、派遣労働者に対し、適正な管理を行うものとする。
- 2 乙は、労働保険及び社会保険の適用手続きを適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入後、派遣を行うものとし、その経費負担は乙が負うものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について派遣を行う場合であって、当該派遣開始後速やかに、乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続きを行う場合はこの限りではない。
- 3 乙は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、派遣業務に支障のない範囲において派遣労働者に有給休暇を与えるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。この場合、原則として甲へ事前に協議するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により派遣労働者が有給休暇を取得する場合又は欠勤等で勤務を行うことができない場合には、乙に対して代理の派遣労働者の派遣を要請することができるものとする。また、代理の派遣労働者の契約金額等の諸条件は、本契約に準じるものとする。
- 5 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(派遣先責任者・派遣元責任者・指揮命令者の選定)

- 第4 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から「派遣先責任者」及び「派遣元責任者」を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。また甲は、自己の事業のために派遣労働者を直接指揮命令・指導する「指揮命令者」を、自己の雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

- 第5 派遣労働者は、その派遣業務実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従う

ものとする。

- 2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理することができるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を指揮命令・指導しなければならない。
- 3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(派遣労働者の変更等)

- 第6 派遣労働者が甲の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適応と甲が判断した場合は、甲乙協議の上、乙は当該派遣労働者に対し是正を求めなければならない。
- 2 甲は、当該派遣労働者が前項の規定にも関わらず是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、乙に対し書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

(報告等)

- 第7 乙は、派遣労働者が次に掲げる報告等を甲に対して行うよう指導を徹底しなければならない。
 - (1) 派遣労働者は毎就業終了後、就業記録書(様式第4号)に当該就業日の就業記録を記入し、その内容について指揮命令者の確認を受けること。
 - (2) 派遣労働者は各月の最終就業日の就業終了後、就業記録書の写しを甲に提出すること。
- 2 乙は、個別契約に定める各月ごとに就業記録書を取りまとめ、これを基本契約書第9条第1項に定める派遣業務完了報告書に添えて甲に報告するものとする。

(苦情の処理)

- 第8 甲は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申し出を受けた時は、速やかにその内容を乙に通知し、派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

なお、甲及び派遣先責任者は、その解決が容易であり、即時に処理が完了した苦情の他は、乙及び派遣元責任者に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。
- 2 乙は、派遣労働者から、その就業に関して苦情の申し出を受けた時は、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定による派遣労働者からの苦情について、本人あてに回答又は通知をするときは、必ず苦情の申し出を受けた派遣先責任者又は派遣元責任者が責任をもって行うものとし、甲及び乙は申し出たことを理由として当該派遣労働者に不利益な取扱いをしてはならない。

(適正な就業環境の維持)

- 第9 甲は、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、ハラスメントの防止等に配慮しなければならない。

(安全及び衛生)

第10 甲は、労働基準法及び労働安全衛生法の趣旨に沿って、就業場所の安全及び衛生について細心の注意を払うものとする。

2 乙は、雇入れ時安全衛生教育として、メンタルヘルスに関する研修を実施するものとする。

(派遣労働者の福祉増進のための便宜の供与)

第11 甲は、派遣労働者に対し、愛媛県職員が利用する愛媛県庁内の食堂及び休養スペース等について利用することができるよう便宜供与することとする。

(業務上災害等)

第12 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負うものとする。

2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。

(派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置)

第13 甲は、労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を直接雇用しようとする場合は、事前にその旨を乙に通知し、承諾を得るものとする。

別記 2

契約変更・解除に係る特記事項

(派遣業務の変更等)

- 第1 甲は、必要があると認めるときは、派遣業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、当該変更等の内容が本契約に定める派遣料、履行期限その他の契約条件に影響を及ぼすものであるときは、変更契約を締結するものとする。
- 2 前項の規定による変更等によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該変更等のされた派遣業務の内容に係る派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(事情変更による契約金額の変更)

- 第2 契約期間内に経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、契約金額もしくは契約書及び仕様書に記載する諸条件が不相当となったと認められるに至ったときは、法令の制定または改廃によるときは乙の負担増となった部分について、それ以外の事情変更によるときは合理的に正当化される範囲で、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(協議解除)

- 第3 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定による契約の解除によって乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し、当該解除の時点で残存する派遣料相当額の範囲で損害賠償を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(甲の契約解除権)

- 第4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく本契約を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。)又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった

- 日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。
- ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
- ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)
- (9) 第8号の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。
- 3 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(賠償の予約)

- 第5 乙は、前条第1項又は第2項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、個別契約に記載された就業期間全体の派遣料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。ただし、甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

- 第6 乙が本契約に基づく賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、賠償金の額に、賠償金の額につき甲の指定する期間を経過した日から賠償金が納付された日までの日数に応じ年3パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を加えた額を徴収する。

2 前項の場合において、派遣料が未払いの場合にあつては、賠償金及び派遣料支払日までに発生する遅延利息がある場合はその遅延利息を、甲が支払うべき派遣料から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、甲は別途徴収する。

(乙による労働者派遣の停止)

第7 乙は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合、乙は甲に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、提供を停止する日及びその期間を通知するものとする。

(1) 甲が派遣料の支払いを遅滞したとき。

(2) 甲が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、甲の責に帰すべき事由により乙の派遣業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、乙に対して派遣料の支払いを拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

(乙の契約解除権)

第8 甲が、本契約又は個別契約に定める条項に違反したとき、又は労働者派遣法その他関係諸法令に違反したときは、乙は相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、甲に未払となっている派遣代金があるときは、乙の甲に対する当該派遣代金及びこれに係る遅延利息の請求を妨げない。

2 前項の規定により乙が契約を解除しようとするときは、甲に対して速やかに通知しなければならない。

(労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置)

第9 甲は、甲の責に帰すべき事由により契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に、乙に対しその予告を行うこととする。

2 甲は、契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であつて、乙から請求があつたときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

3 甲乙は、派遣労働者の帰責事由によらず契約を途中解約する場合は、新たな就業機会を確保するよう努めなければならない。

4 前項の措置ができなかった場合、甲は、乙が派遣労働者に支払った休業手当または解雇予告手当の実費を乙に支払う。

(解除に伴う措置)

第10 契約が解除された場合において、完了確認を受けた履行部分があるときは、甲は、当該履行完了部分に対する派遣料を支払わなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲

に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

派遣業務完了報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

印

年 月の派遣業務を完了しましたので、労働者派遣基本契約書第9条第1項の規定により、次のとおり派遣業務の完了について報告いたします。

記

1 業務の名称 Web会議システム運用サポート等業務に係る労働者派遣業務

2 契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 派遣労働者の就業場所

愛媛県庁本館4階 スマート行政推進課執務室

4 派遣業務実績

総派遣時間 時間 分

うち不足時間 時間 分

超過時間 時間 分

5 業務詳細

別添就業記録書のとおり

※不足時間には、実労働時間が140時間未満の場合に、その不足時間を記載すること。

※超過時間には、実労働時間が180時間を超過する場合に、その超過時間を記載すること。